

市立豊中病院医療事故調査会設置要綱

(目的)

第1条 医療事故調査会（以下「調査会」という。）は、市立豊中病院における診療行為に伴って予期せぬ死亡又は永続的な障害や重篤な後遺症が残る医療事故が発生した時に、医療過誤の有無など事実の究明、事故原因の検証及び調査、再発防止策の検討、報道機関等への公表の適否等を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第2条 調査会は、次の事項について審議及び分析し、必要に応じて具体的な対応を行う。

- (1) 事故に関する事実関係の確認。
- (2) 事故原因の検証及び調査。
- (3) 事故の当事者又は関係者に対する事情聴取。
- (4) 事故の再発防止策の検討及び提案。
- (5) その他当該医療事故の調査等に関して、病院長が特に指示する事項。

(調査会の構成)

第3条 委員長は病院長が指名し、副委員長は委員長が指名する。

- 2 委員長は、調査会の事務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは副委員長がその職務を代行する。
- 4 調査会は、次に掲げる者をもって構成する。(◎印常任委員、○印必要に応じて指名する委員)
 - ◎副院長 ◎医務局長 ◎看護部長 ◎事務局長 ◎医療安全管理室長
 - ◎医療安全管理室看護師及び事務員
 - 薬剤部長 ○放射線部長 ○臨床検査部長 ○臨床工学技士 ○顧問弁護士
 - その他委員長が指名した者（院内、院外）

(会議)

第4条 調査会は、患者影響度分類3b以上の患者で重篤な障害または死亡に至った事故に対し、緊急検討会で（院長、医療安全管理委員会委員長、医療安全管理室室長などで構成）病院長が必要と認めた場合、発生より1週間以内を開催するものとする。

- 2 委員長がこれを招集し、議長となる。
- 3 調査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者（外部・内部）を委員会に出席させて意見を聞くことができる。

(調査会の決定事項)

第 5 条 委員長は、調査会で審議した結果を医療安全管理委員会に報告し、承認を受けなければならない。

(庶務)

第 6 条 調査会の庶務は、医療安全管理室で処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、調査会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成 26 年 6 月 6 日から施行する。